

PCB廃棄物の適正処理推進に向けた環境省の取組

平成30年10月
環境省廃棄物規制課

地方環境事務所の体制強化

- 自治体による掘り起こし調査やPCB廃棄物の保管事業者に対する処分完了に向けた指導を支援するため、地方環境事務所の体制を強化し、平成29年度から、PCB廃棄物処理推進に係る専任の任期付職員を採用。
- 電気機器関係や廃棄物関係など、専門性を備えた職員を採用。
- 自治体、関係省庁、JESCO、関係団体等の有機的な連携を図るほか、自ら事業者指導等も実施していく。
- 今後、安定器等の掘り起こし調査も全国で本格化する。これらの取組に対応できるよう、引き続き更なる体制の増強を図っていく。
(平成31年度は近畿以東の各地方環境事務所で増員を要求。)

<PCB廃棄物処理推進に係る地方環境事務所任期付職員の定員数>

地方環境事務所	職位	現状	H31要求	合計
北海道地方環境事務所(札幌市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	3	4
東北地方環境事務所(仙台市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	3	4
関東地方環境事務所(さいたま市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	3	4
中部地方環境事務所(名古屋市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	3	4
近畿地方環境事務所(大阪市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	1	3	4
中国四国地方環境事務所(岡山市、高松市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5
九州地方環境事務所(熊本市、福岡市)	補佐(PCB担当)、PCB処理対策専門官	5	0	5

※上記以外にも併任で担当する職員を配置。

都道府県市による掘り起こし調査の支援

- 自治体のPCB廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施。

(1) PCB全般に関する 相談窓口

- PCB 廃棄物に関する日常の問合せ等への対応
- 自治体関係者や一般事業者等からの相談を受付
(問合せ内容の例)
- PCB特別措置法 ・掘り起こし調査 ・PCB含有の電気工作物、安定器の判別方法
- PCB廃棄物等の処分方法 ・PCB分析会社の紹介 ・補助金制度等の紹介

(2) 掘り起こし調査の 問合せ対応

- 調査票の記入方法等に関する問合せ等への対応

(3) 現地調査及び立入 検査の支援

- PCB含有の電気工作物や安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明
- 自治体施設の現地調査や事業者への立入検査へ同行

(4) 自治体担当者向 け説明会

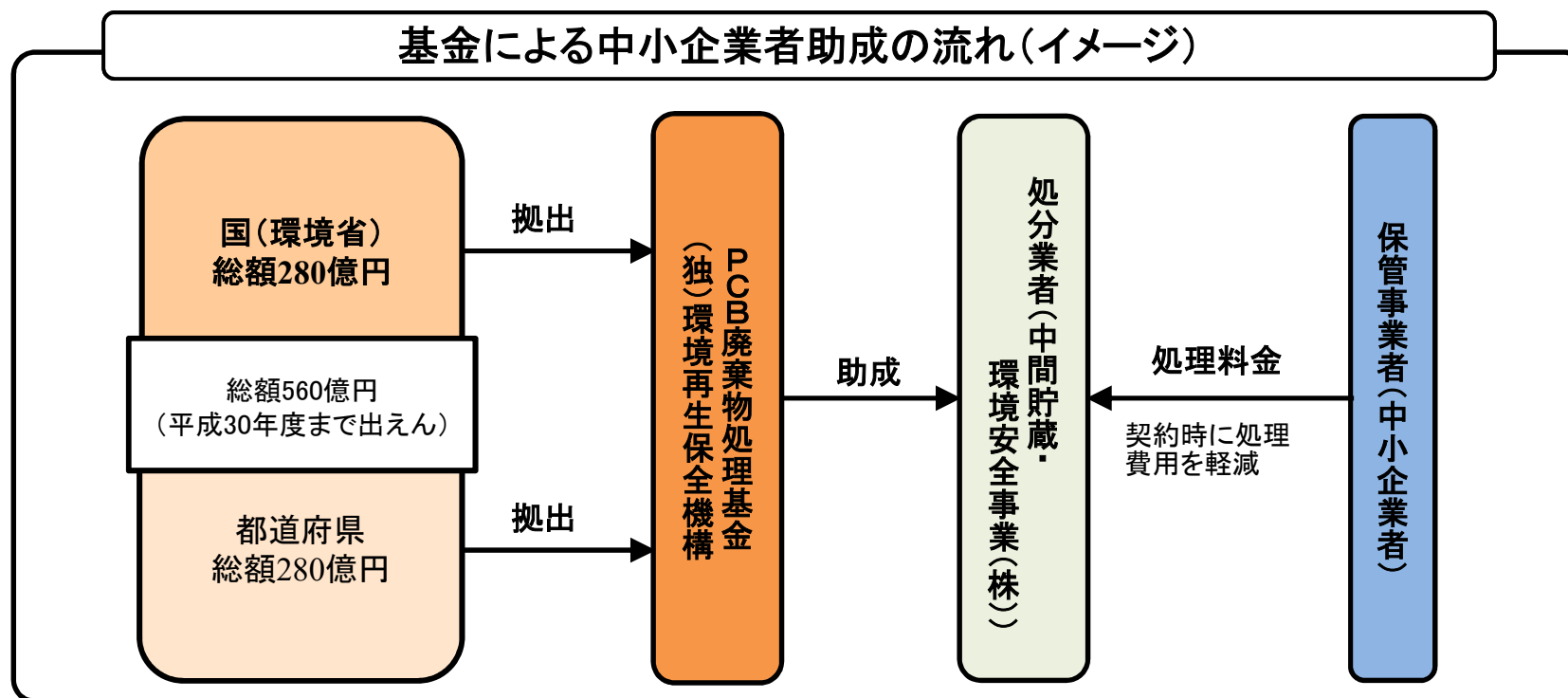
- 保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

(5) 事業者向け説明 会

- 一般事業者、保管事業者を対象に実施
- 内容は、PCB含有の電気工作物、安定器等の掘り起こし、判別方法など、自治体の要望に合わせて調整

中小企業者等の負担軽減措置

- 中小企業者等が、高濃度PCB廃棄物の処分をJESCOに委託して行う場合に、その費用が軽減されるよう、PCB廃棄物処理基金から、中小企業者等の費用負担軽減に要する額を支出することとしている。
- **中小企業者等については処分料金の70%**を軽減するとともに、特に費用負担能力が脆弱な**個人については、処分料金の95%**を軽減している。

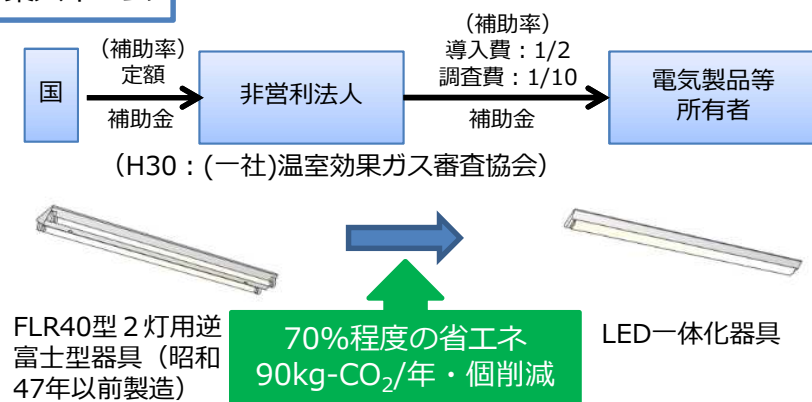


※会社法に基づく「会社」以外の法人であって中小企業支援法に規定する中小企業者に当たらない法人については、助成の対象となる規模が一律に「従業員100人以下」としていたところ、中小企業支援法に規定する業種毎に定める基準(最大で900人以下)を適用するため、所要の法令改正を予定している。

PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

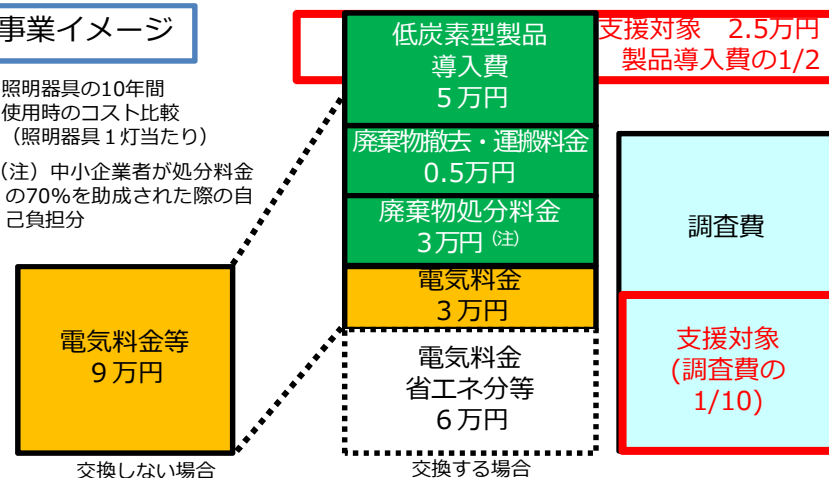
- 目的：PCB使用照明器具のLED照明への交換を支援することにより、PCB早期処理を促進するとともに、二酸化炭素の排出の抑制を図る
- 対象事業の要件：
 - (1) 現在使用中の照明器具の安定器にPCBが含有されていること
 - (2) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること
 - (3) 交換する照明器具がLED一体型器具であること
- 補助金の交付額：工事費、設備費、事務費、その他必要な経費で承認した経費の2分の1 PCB使用照明器具の調査費用の10分の1（平成30年度より追加）
- 補助対象： ※地方公共団体、独立行政法人は対象外
 - (1) 民間企業
 - (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
 - (3) 法律により直接設立された法人
 - (4) その他環境大臣の承認を経て協会が適当と認める者
- 公募期間（平成30年度）：平成30年4月27日～平成31年1月31日15時

事業スキーム



事業イメージ

照明器具の10年間使用時のコスト比較（照明器具1灯当たり）
 （注）中小企業者が処分料金の70%を助成された際の自己負担分



安定器の掘り起こしモデル調査の実施

- 照明器具のPCB使用安定器は、昭和52年(1977年)3月以前に建築された事業用建物で使用する可能性があることから、自家用電気工作物設置者に加えて、事業用建物を対象に補完的な周知、調査を行うことが重要。
- 対象事業者リストの情報源として①登記簿、②家屋課税台帳、③経済センサス、④情報通信会社提供情報が考えられたところ、これらを用いて15の自治体でモデル的な調査を実施。

ケースA: 9自治体(東京都(島嶼部)、岐阜市、岡崎市、大阪市、豊中市、呉市、大牟田市、久留米市、大分県(大分市除く))

4種類の情報源のうち自治体が選定した1種類を使用。

自家用電気工作物設置者及びPCB特措法届出事業者について除外したものを調査対象とした。

- a) 登記簿
- b) 家屋課税台帳
- c) 経済センサス基礎調査結果(昭和59年以前に開設した事業者)
- d) 情報通信会社提供情報(昭和64年時点の登録事業者)

(※)一部昭和54年電話帳(紙媒体)を使用

【調査手順】 調査票の発送⇒問合せ対応⇒電話による督促⇒回答の集計

ケースB: 6自治体(北海道(胆振・日高地区)、秋田市、奈良県(奈良市除く)、和歌山県(和歌山市除く)、島根県(松江市含む)、那覇市)

4種類の情報源のうちa)またはb)、c)、d)の3種類のデータの和集合を作成し、使用。

自家用電気工作物設置者及びPCB特措法届出事業者について除外したものを調査対象とした。

【調査手順】 調査票の発送⇒問合せ対応⇒回答の集計

安定器の掘り起こしモデル調査の結果①:集計結果、建物用途

集計結果

	発送件数	未達率	回答率	保管中のPCB安定器(物件数)			使用中のPCB安定器(物件数)		
				あり※1	不明※2	なし	あり※1	不明	なし
ケースA合計	39,334	9.3%	25.9%	45	53	1,235	140	806	218
ケースB合計	61,101	11.4%	16.4%	45	33	1,388	141	665	172

※1 PCB使用安定器「あり」と回答があったもののうち、PCB特措法の届出済のものは除いた。

※2 PCB使用安定器「不明」と回答があったもののうち、廃棄済のため不明というものは除いた。

建物用途

PCB使用安定器「あり」の建物用途

保管中(上位5件)

建物用途	件数
事務所	12
工場	11
店舗	9
居宅兼店舗	6
共同住宅	4

使用中(上位5件)

建物用途	件数
店舗	20
共同住宅	20
事務所	18
居宅兼店舗	18
工場	15

PCB使用安定器「なし」の建物用途

保管中(上位5件)

建物用途	件数
店舗	152
共同住宅	146
工場	102
事務所	101
倉庫	69

使用中(上位5件)

建物用途	件数
共同住宅	36
店舗	30
倉庫	19
事務所	18
工場	7


※「居宅兼〇〇」等、用途が居宅と事業用建物を兼ねている建物は、保管中で計9件、使用中で計41件がPCB使用安定器「あり」と回答

・用途が居宅と事業用建物を兼ねている建物は、PCB使用安定器が存在する可能性があることから、調査対象に含めることが適当。

安定器の掘り起こしモデル調査の結果②: 寄せられた質問等

寄せられた質問(上位5件)	件数	回答拒否の理由(上位5件) ※督促電話の際に聞き取り	件数
昭和52年3月以前に建設された建物はないが、調査の必要はあるのか	992	忙しい/面倒	84
住宅部分も調べるのか	893	高齢のため	31
調査方法がわからない	625	任意だから	26
調査対象者の選定方法について	597	意味が分からない/難しい	25
照明器具は交換済みだが、調査の必要はあるのか	324	調査票が届いていない	24

改善点

- 
- ① 本来の調査対象者かどうかを確認する設問を設ける。
 - ② 調査票、別紙、調査方法をできる限り簡素化するとともに、調査の趣旨、方法がわかりやすく伝わるようにする。
 - ③ 調査票発送前の周知活動により、調査の重要性を周知する。

安定器の掘り起こしモデル調査の結果③: 各情報源の特性

- 各情報源にはメリット、デメリットがあり、入手の容易性等も自治体毎に異なるため、以下の特性を参考にしつつ、自治体毎に状況を踏まえ、使用する情報源を選択することが重要。

	登記簿	家屋課税台帳	経済センサス	情報通信会社提供情報
データ入手、リスト整備、利用の容易性	入手に費用はかからないが、時間がかかる。 データ整備が非常に難しい。対象場所は地番表記である為、訪問調査の際はブルーマップ等を活用して住所表記への変換作業が必要。電話番号の記載はないので電話による督促が出来ない。	市町村が独自に調査、更新し、登記簿と同一内容でなくなっている場合は入手が難しい。データ整備は比較的容易。対象場所は地番表記である為、訪問調査の際はブルーマップ等を活用して住所表記への変換作業が必要。電話番号の記載はないので、電話による督促が出来ない。	入手は比較的容易。 データ整備はほぼ不要。 電話番号の記載がある。	入手は容易だが費用を要する。 データ整備はほぼ不要。 電話番号の記載がある。
真の対象者が含まれない可能性	登記漏れ事業者	登記漏れ事業者 学校法人、宗教法人等、地方税法第348条に定める固定資産税の非課税物件	昭和59年より後に開設し、昭和52年3月以前の建物を持っている事業者 休業・廃業・夜逃げ事業所 管理人がいない共同住宅 経済センサス未回答事業者	昭和64年より後に開設し、昭和52年3月以前の建物を持っている事業者 休業・廃業・夜逃げ事業所 共同住宅 NTT未登録事業所
真の対象者ではない者が含まれる可能性	事業用施設以外の建物所有者	事業用施設以外の建物所有者	昭和59年以前に開設しているが、昭和52年3月以前の建物を持っていない事業者	昭和64年以前に登録しているが、昭和52年3月以前の建物を持っていない事業者
未達となる可能性	所有者自身で情報変更を届け出るが、していない場合は未達となる可能性がある。	自治体で情報更新をしているが、更新漏れがある場合は未達となる可能性がある。	データは5年ごとに更新されているが、この間に事業者の情報が変わると未達となる可能性がある。	データは毎月更新され、未達率は非常に低い。データ取得から発送までに事業者の情報が変わると未達となる可能性がある。

掘り起こし調査マニュアルの改訂

- 安定器の掘り起こしモデル調査の結果も踏まえ、平成30年8月に、安定器の掘り起こし調査をより効率的・効果的に行うための手法を追記してPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアルを改訂し、都道府県市に通知した。

改訂マニュアル(安定器)のポイント

- ① 各情報源の特性を踏まえて使用する情報源を選択する。
判断材料として各情報源のメリット/デメリットを提供。複数の情報源を組み合わせ補完することも有効。
- ② 調査票に、本来の調査対象者かどうかを確認する設問を追加する。
 - ・所有物件の建築時期が昭和52年3月以前であるかどうか（「いいえ」なら調査終了。）
 - ・所有物件の用途が、事業用建物、共同住宅であるかどうか（「いいえ」なら調査終了。）
- ③ 調査票、別紙、調査方法をできる限り簡素化する。
アンケート調査では、最低限、PCB使用安定器を使用または保管している未処理事業者であることがわかれば、経緯の詳細、理由や、届出の状況などは、電話確認、現地調査、立入検査等で確認可能。
- ④ 問合せ電話、督促電話の際に回答を聴取することで、回答率の向上を図る。
 - ・事業者から問合せ電話があった際に、回答を聴き取る
 - ・未回答事業者に電話で督促する際に、回答を聴き取る
- ⑤ 周知活動により、調査の趣旨や重要性をよりわかりやすく伝える。
 - ・調査票発送前: チラシの配布、テレビCM、調査事業者の業界団体(地区支部)への周知・協力依頼等
 - ・調査依頼文をわかりやすくする、チラシを同封する、調査事業者の相談先を周知する等

※環境省から調査事業者の業界の全国団体へ周知・協力依頼を実施



安定器の適正処理推進に向けては、各業界団体等への協力依頼も含めた、周知、広報が重要。

PCB使用安定器の掘り起こし対象事業者リストの整備、提供

目的

照明器具のPCB使用安定器の掘り起こし調査は、既に一定数の自治体では開始されているが、一部の自治体ではまだ開始されておらず、予算や人員の不足、家屋課税台帳情報の入手が困難等の理由により、調査対象事業者リストを環境省で整備し、提供してほしいとの要望も寄せられている。

このため、自治体による掘り起こし調査を効率化すべく、環境省において、必要とする自治体が活用できる調査対象事業者リストを整備し、提供する。

情報源は、電話番号の情報があり電話による督促ができること及び入手の容易性を踏まえ、経済センサス及び情報通信会社提供情報を使用する。

※環境省によるリストの整備、提供は、あくまで必要とする自治体が活用できるように行うものであり、リストの提供前に掘り起こし調査を開始した自治体に再調査を強制するものではない。環境省提供リストを用いて再調査や周知を行うかどうかは、自治体が調査に用いた情報源の選択の考え方等、自治体毎の実情を踏まえて判断いただきたい。

内容(予定)

①最新の経済センサス(基礎調査結果又は活動調査結果)と情報通信会社提供情報を基に、両データの少なくとも一方に掲載されている事業者の一覧表を作成する。

②自家用電気工作物設置者、PCB特別措置法の届出事業者、JESCO登録済の事業者を①の事業者一覧表と突合し、リストに情報を付記する。

※②については、2018年度は西日本(北九州、大阪、豊田事業地域)の自治体の分を対象とする。

③平成31年1月までにリストを整備し、自治体に提供する。

平成30年度後半の取組②

PCB使用安定器の適正処理を促進する周知、広報の実施

背景

照明器具のPCB使用安定器は事業用建物で使用の可能性があり、対象事業者数が膨大であることから、周知、広報がより重要である。

また、多くの自治体から、マスメディアを活用した大規模な広報、テレビCMや新聞等の全国的な広報、公共放送や公共広告による周知、放送機関や新聞社を活用した全国一斉キャンペーン等を実施してほしいとの要望が寄せられている。

テレビCMによる広報については、昨年度末に処分期間終了間近の北九州事業地域で実施した結果、それを見た保管事業者からの登録が多くあり、一定の効果が確認されている。

内容(予定)

照明器具のPCB使用安定器の適正処理を促進するテレビCM(15秒程度)を制作し、全国で放映する。(1週間程度を想定。)※時期等、詳細は検討中。

平成29年度末に放映したテレビCMの例(鳥取県・島根県の例)

ビル・工場をお持ちの皆様へ
電気室やキュービクルなどの中に

環境省

旧型の変圧器

旧型のコンデンサー

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで

鳥取県・相談窓口
0857-26-
島根県・相談窓口
0852-22-

環境省

ポリ塩化ビフェニル
PCB

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで

鳥取県・相談窓口
0857-26-
島根県・相談窓口
0852-22-

環境省

処分しないと罰則も

3年以下の
懲役

1000万円以下の
罰金

鳥取県・島根県の
PCB廃棄物の処分期間は 平成30年3月31日まで